

令和3年度

第9回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 9 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 3 年 1 2 月 1 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 5 0 分

2 開催場所 静岡市役所本館 4 階 4 1 会議室

3 出席委員 (1 9 人)

会長 1 3 番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者 (副会長) 1 2 番 徳田 雅亮

委員 1 番 伊藤 修司 2 番 遠藤 公夫 3 番 大石 雅章

4 番 大石 泰子 5 番 大塚 師輝 6 番 佐藤 直美

7 番 佐藤 操 8 番 白岩 正行 9 番 杉山 寿朗

1 0 番 鈴木 茂樹 1 1 番 鈴木 長一 1 4 番 西子 親慶

1 5 番 仁藤 雅巳 1 6 番 堀越 隆正 1 8 番 松永 一雄

1 9 番 望月 芳明 2 0 番 山田 常己

4 欠席委員 1 7 番 牧野 正昭

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 5 1 号 土地区画整理事業における農地の取扱いについて

議案第 5 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第 5 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 6 号 非農地証明申請について

議案第 5 7 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第 5 8 号 非農地の承認について

報告第 3 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定
による届出について

報告第 3 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 8 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 農地利用課職員

主査 福地 雅俊、主任主事 前島 絵美

8 新インターチェンジ周辺整備課職員

主査 田中 夏樹

9 会議の概要

議長 　　ただ今から令和3年度第9回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、17番 牧野 正昭委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

15番 仁藤 雅巳委員、16番 堀越 隆正委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第51号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第51号朗読】**

意見回答書(案)は2ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当の新インターチェンジ周辺整備課より説明いたします。

担当課

本日の説明の主旨であります。土地区画整理事業の組合設立の手続きを進めるにあたり、今後土地区画整理法第136条に則り、農業委員会の意見聴取が認可権者である市街地整備課からされる予定であります。今回、それに先立ち、組合設立の技術的支援をしている新インターチェンジ周辺整備課から事前協議に関する説明をさせていただきます。説明対象の場所ですが、駿河区インター周辺になります。当地区は、現在、市街化調整区域であり、周辺は市街化区域に囲まれています。経緯ではありますが、平成10年代からまちづくりの構想が持ち上がり、平成25年にまちづくりのランドデザインが策定され、組合施行による土地区画整理を行う方針となりました。令和2年7月に300名をこえる地権者により準備組合が設立現在、都市計画手続きと組合設立の準備を進めながら、令和4年4月に市

街化区域編入と土地区画整理組合の設立を目指しております。当地区の営農環境は、田畑が約33ha、農業用水ポンプが8箇所、なお、まちづくり実施に伴い、撤去5箇所、そのまま利用2箇所、移設を含め対応検討1箇所がございます。将来の土地利用計画であります。土地利用計画図をご覧ください。点在している住宅を黄色の居住エリアへ集約、ピンクの範囲を交流エリアと設定し、市内外の交流を促進するエリアとして、企業誘致などにより賑わいを創出し、区画整理により整備される公園を交流エリアに配置をし、有効利用する予定です。今後も営農を希望される方を緑の農業エリアへ集約し、農業エリアでは、道路側溝と農業用水路を兼用し、営農環境を維持する予定です。

- 議長 　　ただいまの議案第51号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 3番 　　営農エリアについては、どのような課税の扱いになるのですか。
- 担当課 　　市街化編入になることで、宅地並み課税となるため、生産緑地制度を活用して頂きたい。
- 3番 　　どのような農業計画を立てておりますか。
- 担当課 　　現在の所有者の農地を集約し活用しやすくしていく予定です。
- 12番 　　継続する農家と当面農家を続けるエリアは、分けるのですか。営農者の人数はどのようになりますか。
- 担当課 　　永続農業エリアには4名、1ha弱、当面農業エリアには31名、4ha弱のエリアを設けます。
- 議長 　　発言もないようですので、議案第51号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 　　議案第51号は、原案のとおり承認いたしました。
- 次に、議案第52号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第52号朗読】**

計画は4ページから34ページに記載のとおり201件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課から説明いたします。

- 農地利用課 　　それでは、本日、12月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。
- 令和3年12月24日に公告を予定している農地中間管理事業、及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業

委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画（案）につきましては、4ページから34ページにありますとおりで、貸借契約数としては201件です。まずは農地中間管理事業です。今回の農地中間管理事業にかかる集積計画（案）につきましては、4ページから31ページにございますとおりで、貸借契約数としては、184件221,696.71㎡になります。集積計画書（案）の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。また、資料2に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。各筆明細での総数184件に対して、貸借年数区分の合計件数が185件であるのは、出し手1件で5年・10年の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。権利別内訳の合計件数が186件であるのは、出し手2件で貸借と使用貸借の両方の契約があり、こちらもそれぞれ1件として計算しているためです。以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。続いて利用権設定促進事業です。利用権設定促進事業は受け手と出し手の申し出により利用権を設定するいわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画（案）につきましては、議案書32ページから34ページの17件、16,785㎡です。またこちらも、資料1の裏面に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。以上を、まとめますと、農地中間管理事業184件221,696.71㎡、利用権設定促進事業17件、16,785㎡合計201件238,481.71㎡です。簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画（案）の説明とさせていただきます。

議 長

次にただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

これより、質疑に入ります。議案第52号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

発言もないようですので、議案第52号について、原案のとおり決定してよいで

しょうか。

(異議なし)

議 長

議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第53号朗読】

申請は36ページから38ページに記載のとおり10件でございます。

議 長

それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局

1班です。整理番号72番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号73番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

3 番

以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局

2班です。整理番号74番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地の一部を、息子に贈与するものです。整理番号75番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は、当該農地を管理する破産管財人で、譲受人は、お茶の栽培、製造を主な事業とする法人で、既に借地により、経営をしておりますが、新たに柑橘栽培に進出たく農地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、申請に及んだものです。なお、当該法人は、農地所有適格法の要件を具備していることを確認しております。整理番号76番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は、農業を廃止し、譲受人は経営規模を拡大したく、申請に及びました。なお、譲受人は、今回の取得で隣接している所有農地との一体使用が可能となりました。整理番号77番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は、農業を廃止し、譲受人は経営規模を拡大したく、申請に及びました。

6番 以上、職員から説明ありました4件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は規模縮小するため、話がまとまり申請に及んだものです。譲受人は農地所有適格法人であることを確認しています。整理番号79番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は農業廃止するということで、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号80番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。

1番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 4班です。整理番号81番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、申請地を含め一体的に耕作するため、売買により所有権移転を行うものです。

8番 以上、職員から説明がありました1件については、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第53号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第53号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第54号朗読】**

申請は40ページに記載のとおり4件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑です。申請事由ですが、土地改良区内で農業を営むにあたり農業用施設がないため建築したく申請に及びました。農地区分は、農用地区域内農地と判断されま

す。不許可の例外農業用施設用地に該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

3番 以上、職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願

事務局 2班です。整理番号9番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は、育種事業を営む農地所有適格法人で、第8回総会において、所有権移転の許可を受けた農地について、効率的な活用を図るため、畑地造成をしようとするもので、10か月間の一時転用です。農地区分は、農用地です。現地は、高低差約8mのほぼ長方形の一团の農地で、この農地をL型擁壁により、3面の平坦な畑地にしようとするものです。土砂の搬入、搬出はなく、現地内での切り盛りによる造成となります。なお、本案件は、地区審査会で、現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から説明があります。

6番 ただいま、職員から説明がありました整理番号9番、駿河区池田の案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。申請人は、明治時代から続く育種、採種農家で主にキャベツ等を扱っています。昭和47年に法人化し、現在に至っています。10年ほど前に当地区に農場を移転し、農業用施設を含め、現在、3万ヘクタール余が集約されています。今回の一時転用は、新たに取得した3,000㎡余の農地をL型擁壁により3面の平坦な農地に造成するもので、他からの土砂の搬入や搬出は無く、表土は一旦取り除いて確保し、造成後に戻すこととなります。雨水は集水桝から側溝に排出し、災害が発生しないよう十分配慮する等、誓約書も提出されています。なお、造成後は、国内外から訪れる年間約100人のバイヤー等に対応するための展示圃場としての使用を予定しているとのこと

事務局 3班です。整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地に隣接する道路の幅員が狭いため、道路の拡張をたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。なお、転用後は静岡市に寄付することとなっています。また、本案件は、生活道路の拡張の目的のほか、議案第55号 整理番号66の住宅一棟の建築をするための要件である、建築基準法第43条、接道要件を満たす目的も兼ねています。

1番 以上、職員から説明がありました1件については、3班としては許可相当と判断

しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

4班です。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載とおりです。申請は平成27年3月に営農型太陽光発電設備の一時転用許可、続いて平成30年3月に更新の一時転用許可を受けました。今回の申請は、前回の転用期間が満了し、更新のため申請をするものです。前回許可の一時転用期間は令和3年3月15日までとなっており、今回の申請は前回許可に引き続いて期間が途切れないよう申請される予定でした。申請は、親が土地所有者、その子が土地を借り、太陽光発電設備を設置する、農地法第5条による使用貸借による権利の設定の許可を受けていました。しかし、令和3年1月12日に土地所有者、使用貸人であった親が死亡したため、土地の相続手続きが発生しました。この土地の相続手続きに時間を要し、9ヵ月申請が遅れ、今月申請となりました。申請地は使用借人であった子が相続したため、今回申請は4条申請です。なお通常の手続きを経た場合の許可期間は、令和3年3月16日から令和6年3月15日の3年間でした。しかし今回は9カ月の遅れが生じているため、許可期間は2年3ヵ月とします。太陽光パネルの設置枚数は126枚、発電出力は32.13キロワットです。前回申請時と、太陽光パネルの設置枚数、配置に変更はありません。パネルの下部における作付作物は水稻です。収量は地域の平均単収並みとなっております。知見を有する者からの意見書も添付されています。

8番 以上、職員から説明がありました1件については、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 整理番号11番について、水稻の収穫状況を教えてください。

事務局

平均数量の10アール当たり478キログラムの8割、382キログラムの収穫は出来ています。

3番 判断基準を、どのように考えていますか。

事務局

営農型太陽光の場合、平均単収が2割以上減収しない事が判断基準で考えています。

議長

発言もないようですので、議案第54号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第55号朗読】

申請は42ページに記載のとおり6件となります。

議 長

それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局

1班です。整理番号61番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は清水区で制御装置製造業を営んでいる法人であります。現在の施設老朽化なり手狭になったため本社と工場を集約したく、用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われ。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われ。整理番号62番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため両親に相談したところ、父親所有の土地を買い住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われ。整理番号63番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、申請地に隣接する住宅を所有しておりますが、住宅進入する道幅が狭く駐車場が確保できないため所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われ。整理番号64番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は申請地の隣接で工作機械製造販売業を営んでいる法人であります。現在使用している駐車場が手狭になり従業員も増員するため、所有者に相談したところ話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われ。整理番号65番、清水区の案件です。内容は記載のとおり

りです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、県外で借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに自然豊かな場所で、子育てしたく所有者に相談したところ話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

3番 以上、整理番号62番から65番につきましては、特に問題がないと思われますので許可相当と判断しました。整理番号61番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を報告いたします。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、電子・電気自動制御盤並びに装置の設計・製作・加工・修理及び技術指導を手掛けており、設計から部品加工・組立・施工納品まで自社で一括管理し、制御装置製造業として操業しているとのこと。施設としては、清水区に本社事務所と工場で行っており、従業員数は、50名ほどです。申請の経緯ですが、現在、施設の老朽化と手狭な自社の拡張もしたく、本社事務所と工場の集約をしたいため申請に至ったそうです。周囲の所有者、地元部農会、町内会等への事前説明会を令和3年10月1日に行い、了承を得ているとのこと。申請地北側にビニールハウスがありますが、トマトの栽培をしており、工場の日かげにはならず、夜間駐車場の照明が当たりにくい設計になっております。被害防除の点については、フェンス設置をするとのこと。以上のことから、整理番号61番については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号66番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在清水区の借家で、家族2人で居住しているが、住居を建築したく、土地所有者の実父と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。なお、本案件は議案第54号の道路の拡張との関連案件になります。

1番 ただ今、事務局から説明のありました1件について、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

16番 61番について、操業時間は確認していますか。

事務局 基本的には、午前8時から午後5時で、残業があるときでも2時間程度だそうで

す。

16番 駐車場の夜間の照明について、影響はありませんか。
事務局 その日の営業が終われば、消灯することです。24時間営業ではありません。
議長 他に発言もないようですので、議案第55号について、原案のとおり決定してよ
いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第55号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第56号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局

【議案第56号朗読】

事務局 申請は44ページから45ページに記載のとおり5件となります。
議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査
結果の説明をお願いします。

事務局 整理番号15番、清水区の場合です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地
です。こちらの案件ですが、昭和57年頃より、自宅進入路として使用し、現在に
至り、証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和3年11
月30日に、農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。整理
番号16番、清水区の場合です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。
こちらの案件ですが、昭和28年、亡祖父が1100番1に居宅を建築し、110
2番1、1103番2を進入路として使用し現在に至り、1100番1については、証
明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。1102番1、1103
番2については、証明基準3の道路敷としている土地に該当します。令和3年11
月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきまし
た。

3番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認するこ
とが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 整理番号17番、葵区の場合です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。
こちらの案件ですが、亡義父が住宅を建築した後昭和34年に移築し現在に至りま
す。証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和3年11月26日
に、地区担当委員の立ち会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

5番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、3班としては承認するこ

とが適当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 整理番号18番及び19番は、同一案件のため併せて説明をさせていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、昭和45年頃より、耕作されない状態が続き、現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年11月19日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地写真及び航空写真を確認していただきました。

8番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、4班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいまの議案第56号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第56号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第57号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第57号朗読】**

申出は47ページに記載のとおり4件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらの証明は、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買取り申し出事由が生じた従事者について証明を行うものです。整理番号37です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。11月19日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号38です。こちらの生産緑地は平成27年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。11月19日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号39です。こちらの生産緑地は、平成24年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約90日農作業に従事していました。11月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号40です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約60日農作業に従事していました。11月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第57号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第57号について、原案のとおり承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第57号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第58号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第58号朗読】**

該当者は49ページから55ページに記載のとおり105名の案件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 提案理由は、農地法第30条の規定による、利用状況調査の結果、森林の様相を呈し、再生利用が困難な農地で、かつ、意向調査において、今後も農地として利用意向がないと確認した遊休農地を、非農地とすることについて、本会の承認を求めるものです。今回、これに該当する農地所有者は105名、内訳は384筆209,615.22㎡です。次のページ、49ページから55ページまでが対象となる筆の一覧となっております。それでは、この調査概要について、資料を使用して、説明させていただきます。資料の束にあります、右上、資料2B分類農地の非農地化についてをご覧ください。1非農地化への取り組みということで、平成26年度より、利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類と判定された農地について、非農地化を実施しております。そして、静岡市では、県から青地編入を求められている実情を踏まえ、山林原野化が進行した10ha以上の白地農地がある市内11地区を重点地区として非農地化を実施しており、令和2年度までに8地区において非農地化を実施してきました。令和3年度は、第1回農地最適化委員会で承認された清水区について、非農地化を実施することとしました。今年度の事務の流れですが、その下、2非農地化の流れをご覧ください。上から、対象地の選定、農地所有者の確認等の事前調査ののち、第1回農地最適化委員会で地区の決定を行います。8月に農業委員、推進委員、補助員、中部農林事務所、事務局の計9人で現地確認を行い、現地は山林・原野化が進行しており、対象農地に入っていくことも困難である状況を確認いたしました。また、目視できない部分について、中山間地振興課に協力依頼をしまして、ドローンによる空撮を行い、映像により状況を確認いたしました。そして、それらの

対象農地に対して、意向調査を行いました。そのまま、資料の5ページをご覧ください。今回の結果を表にしたものになりますが、この表にあります、合計部分の、調査対象農地228, 284.22平方メートル、412筆のうち、209, 615.22平方メートル、384筆を、非農地判断するものとなります。また、参考ですが、次のページは、9月にドローンでの現地調査の撮影位置及び画像となっております。山林・原野化が進行していることが確認できるかと思えます。これら内容について、11月17日、第2回農地最適化委員会で審議・承認されましたので、非農地承認議決をお願いするものであります。なお、本会の審議の結果、非農地に該当すると承認された場合には、農地所有者には、資料7ページにある非農地通知書を送付するとともに、地目変更登記を依頼します。また、同時に、市固定資産税課、県、法務局等の関係機関に対し、今回の非農地リストを送付し、情報提供を行います。

- 議長 ただいまの議案第58号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 5番 すべての筆が、相続されていることでよろしいでしょうか。
- 事務局 一部相続していない筆もあり、地目変更と同時に相続をするとのこと。地目変更については、相続していなくても可能であります。
- 8番 非農地通知書について、内容を教えてください。
- 事務局 法務局での手続きの内容を送付します。
- 議長 他に発言もないようですので、議案第58号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第58号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第35号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第35号朗読】**

通知は57ページから59ページの10件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

- 事務局 整理番号54番については、耕作者の経営承継に係る再配分のため、合意解約しました。整理番号55番と56番は、同一の案件です。耕作者が、やや傾斜地であるため作業効率が悪く返還したいとのことで、合意解約しました。整理番号57番から59番の3件については、耕作者が代わるため、合意解約しました。12月公

告で中間管理事業へ切り替えるとのこと。整理番号60番についても、耕作者が代わるため、合意解約しました。来年6月公告で中間管理事業へ切り替えるとのこと。整理番号61番についても、耕作者が代わるため、合意解約しました。整理番号62番と63番は、同一の案件です。貸借期間を変更するため、合意解約しました。

議長 　　ただいまの報告第35号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第35号を終わります。次に、報告第36号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第36号朗読】**

届出は61ページから67ページの56件がございました。その内訳は、4条の転用が20件、5条の転用が36件で、内訳としましては、所有権移転が28件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が4件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第36号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第36号を終わります。次に、報告第37号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第37号朗読】**

届出は69ページから70ページの22件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第37号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第37号を終わります。次に、報告第38号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第38号朗読】**

申出は72ページ4件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号11と12は、10月28日、最適化推進委員と整理番号13と14は、11月11日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上4件、当該農地はす

べて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、整理番号11と12は、11月4日、整理番号13と14は、11月18日に適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第38号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第38号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第9回総会を閉会いたします。